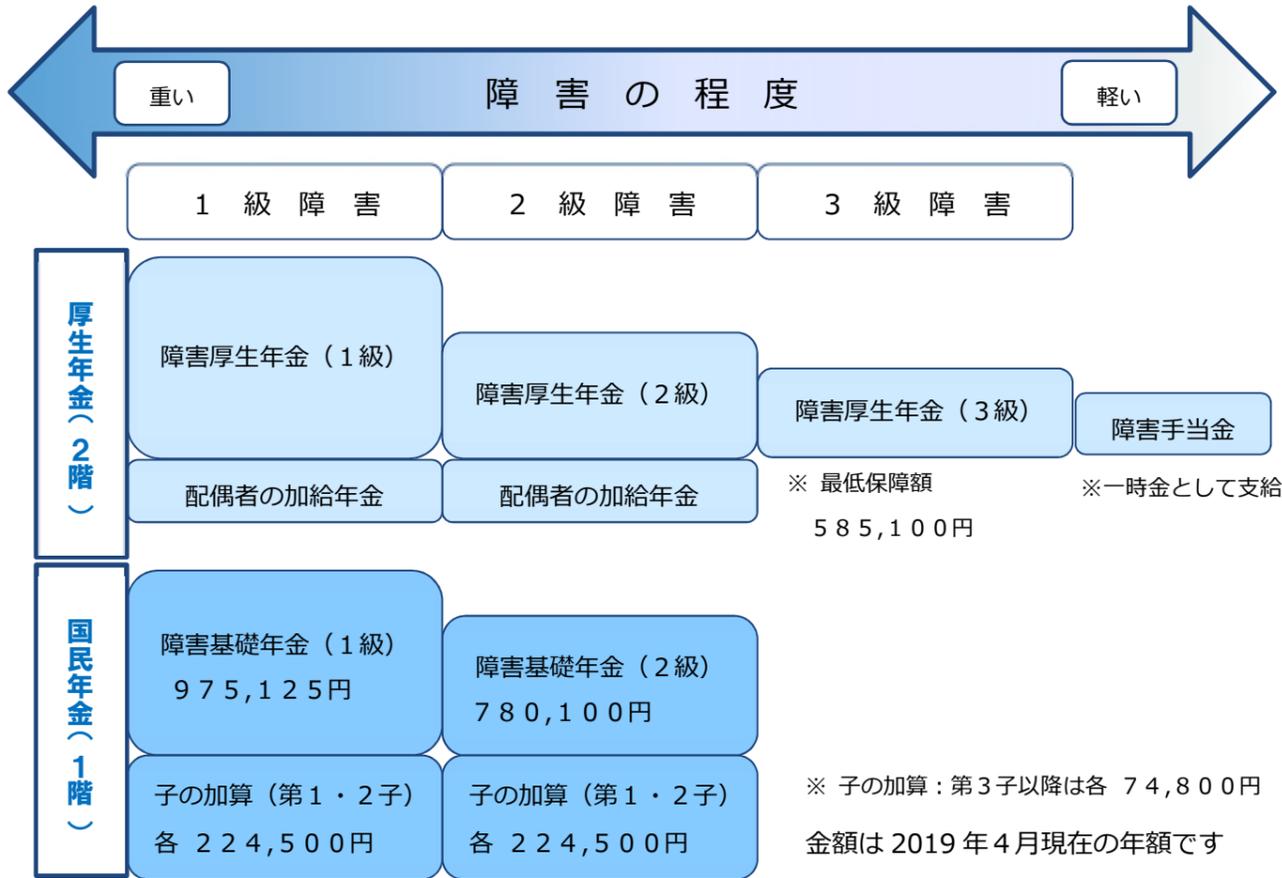


障害等級について



障害年金に該当する状態とは

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度が定められています。

※身体障害者手帳の等級とは異なります

○障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

○障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

○障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

詳細やご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(全国の相談・手続き窓口) <https://www.nenkin.go.jp/> でご確認ください。

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります。

1 初診日が被保険者期間等にあること ※詳細は次のページをご覧ください。

障害の原因となった病気やけがの初診日(※)が次のいずれかの期間にあること

- ① 国民年金または厚生年金に加入している期間(被保険者期間)
- ② 20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間

※初診日: 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

2 保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと(初診日が2026年4月1日前の場合の特例)

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要

3 一定の障害の状態にあること

- ① 障害認定日(※)に、障害の状態が法令で定める障害の程度(障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級~3級)に該当すること
- ② 障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること

※障害認定日: 障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月をすぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日



初診日の確認

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

(具体例) 一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合(例: 国民年金と厚生年金)



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

○本人申立ての初診日についての参考資料の例

身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録

○一定の期間の始期に関する参考資料の例

就職時に提出した診断書、人間ドックの結果(発病していないことが確認できる資料)、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

○一定の期間の終期に関する参考資料の例

2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

20歳前に初診日がある方へ

2019年2月1日から、初診日を証明する手続きが緩和されました

改正前

障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できた場合でも、できる限り初診時の医療機関の証明により、初診日を特定する取扱いとしていました。

改正後

次の(1)及び(2)を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

(1) 2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合 ※以下の①又は②が該当します。

① 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合
障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)

症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

(2) その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

(具体例)

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。(B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合)

